

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県食品ロス削減推進計画（案））

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	県が市町村に期待する役割は、記載されているとおりで良いか。より具体的に記載するほうが良いのではないか。	0	食品ロス削減推進法の理念及び国の基本方針に基づき、市町村計画を策定し、食品ロスの削減に主体的に取り組むことが必要と考えています。	C（趣旨同一）
2	「欠品を許容する意識を持ちます」という記述はおよそ非現実的である。消費者は基本的に手に入らないので食品を購入するのであり、「欠品を許容する意識」という用語は「食品を購入するな」というように受け取れる。仮にこの言い方を行政的にどうしても使用したいのであれば、「岩手県民の全員の食料を岩手県が総配給制にする」という強い権限が必ずなくてはならず、その旨を明記すべきである。むしろ現在の高齢者の慢性的な栄養不足と、貧困家庭における子どもの食事不足の問題と、食品ロスの問題を組み合わせ、双方を同時に解決する具体策を明記すべきである。「(6) 未利用食品を要項活用するための活動」に記された方策では、まだまだ不十分である。	0	<p>消費者の役割として、「欠品を許容する意識を持ちます」とは、食料にありつけない状況を指すのではなく、国の基本方針に基づき、食品ロス削減のため、小売店等が季節商品などの需要に応じた販売を行い、場合により欠品が生じることを御理解いただくよう記載したものです。</p> <p>御意見を踏まえ、この趣旨が伝わるよう本文の記載を修正します。</p> <p>また、御意見のとおり、子どもの居場所の創出や緊急対応が必要な困窮世帯等への支援は、食品ロス問題にかかわらず、取組を推進する必要がありますが、本計画では、食品ロスの削減にもつながる未利用の食品活用を通じた支援について記載しているものです。</p>	B（一部反映）

3	<p>フードバンクの利用が増加しており、当県でもコロナ感染拡大前の2倍程度の需要があると聞く。しかし、フードバンクの存在や、フードバンクと提携していない自治体の食材受入れについて情報が十分周知されているとは言えない（私の周囲は誰も知らなかった。）。食材提供が不足しているとのことであり、一層の周知徹底が必要と考える。</p>	0	<p>市町村やエコショップいわて認定店等と連携し、フードバンク活動を行っている団体の周知に取り組んでいきます。</p>	B（一部反映）
4	<p>フードバンクの利用者は若い人が多いそうだが、料理するよりそのまま食べられるものが人気があると聞く。料理のスキルは健康な生活に必須だが、家庭で教えられなければ学校教育で教えるしかないと思うので、検討願いたい。</p>	0	<p>学校の教科や教育等を通じ、児童生徒等に対する、食べ残しを減らす意義や地場産物を活用し地域の食文化への理解促進を図るなど、食への感謝の意識を醸成する取組を促進します。</p>	B（一部反映）
5	<p>「災害時用備蓄食料の有効活用に努めます（フードバンクへの提供を含む。）」をより拡大して詳細に明記してほしい。フードバンクを活用した生活困窮世帯への食料提供についてより計画に盛り込む事で、本案は現実性が増すように思える。</p>	0	<p>現在もローリングストックによる災害時備蓄食料の有効活用について取り組んでいるところであり、関係団体等との連携による当該食料の有効活用について、今後とも取り組んでまいります。</p>	C（趣旨同一）
6	<p>災害時用備蓄食料は十分であるのかどうか、必ずしも県民に周知されてはいない。その点も踏まえて計画に明記してほしい。</p>	0	<p>災害時用備蓄食料は、「岩手県災害備蓄指針（令和3年3月最終改訂）」に基づき、計画的な備蓄が行われているものですが、本計画においては参考とさせていただくこととし、いただいた御意見を関係課に送付いたします。</p>	F（その他）
7	<p>エシカル消費の説明にさらに重みを加えるべきである。</p> <p>食品ロスとは表面的なごみの出し方やごみの量の問題ではなく、結局はSDGsの2につながる人道的・倫理的な問題ととらえ、啓発していく必要があると思う。</p>	0	<p>御意見のとおり、食品ロス削減につながる消費行動の変革のため、エシカル消費は重要であることから、P11～12に渡って、施策・解説を記載したところであり、食品ロスやエシカル消費について、様々な機会を捉えて普及していきます。</p>	C（趣旨同一）

8	県以外の主体に期待される行動について、宣言的な表現（例：～します）は避けた方がよい。	0	本計画は、食品ロス削減推進法の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて策定するものであり、同基本方針における表現を弱めることはふさわしくないため、原案のとおりといたします。	E（対応困難）
---	--------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------	---------

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。